

厚生労働省発保0408第1号

令和8年4月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公印省略)

令和8年度後期高齢者医療制度事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別添「令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和8年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴都道府県の後期高齢者医療広域連合に対する周知につき配慮願いたい。

[別添]

令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るための事業を実施することにより、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和8年4月8日保発0408第1号厚生労働省保険局長通知の別紙「令和8年度後期高齢者医療制度事業実施要綱」に基づき、広域連合が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)の事業においては、その種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 健康診査事業

- ① 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率						
ア. 健康診査	次により算定した額の合計額 次表の基準単価に受診人員を乗じた額 <table border="1" data-bbox="520 611 1082 723"> <tr> <td data-bbox="520 611 903 723">基準単価 (注1)</td> <td data-bbox="903 611 1082 723">円 5,004 (6,435)</td> </tr> </table> ※交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	基準単価 (注1)	円 5,004 (6,435)	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、	1 / 3				
基準単価 (注1)	円 5,004 (6,435)								
イ. 歯科健康診査	次により算定した額の合計額 実施内容別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額 <table border="1" data-bbox="520 1066 1082 1391"> <tr> <td data-bbox="520 1066 903 1178">実施内容 (注2)</td> <td data-bbox="903 1066 1082 1178">基準単価 (注1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1178 903 1290">口腔機能の評価を実施しない場合</td> <td data-bbox="903 1178 1082 1290">円 3,290 (4,230)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1290 903 1391">口腔機能の評価を実施する場合</td> <td data-bbox="903 1290 1082 1391">5,450 (7,010)</td> </tr> </table> ※交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	実施内容 (注2)	基準単価 (注1)	口腔機能の評価を実施しない場合	円 3,290 (4,230)	口腔機能の評価を実施する場合	5,450 (7,010)	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	
実施内容 (注2)	基準単価 (注1)								
口腔機能の評価を実施しない場合	円 3,290 (4,230)								
口腔機能の評価を実施する場合	5,450 (7,010)								

(注1) ( )内の金額は、当該年度において、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者（地方税法（昭和25年法律第226号）323条により免除されている者を含む。）である場合の基準単価。ただし、受診月が4月から7月までの場合にあつては、前年度の課税状況による。

(注2) 口腔機能に着目した咀嚼能力評価、舌機能評価又は嚥下機能評価を実施した場合に、「口腔機能の評価を実施する場合」の基準単価を適用する。

(2) 特別高額医療費共同事業

- ① 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 事務費拠出金、医療費拠出金

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 4に掲げる(1)及び(2)の事業の間で事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働

大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けな  
いで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸  
し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式11により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

6 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

- ① 別紙様式3による申請書のほか、別に定める様式に係る書類を添えて、

都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

- ② 都道府県知事は、①の申請書を受理したときは、これを審査し、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別紙様式5、別紙様式6及び別に定める様式により別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 都道府県知事は、6に係る補助金の交付申請書又は7に係る変更交付申請書が到達した日から起算して原則として14日以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 9 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定通知又は変更決定通知があったときには、別紙様式4又は別紙様式7により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- ① 別紙様式9による報告書のほか、別に定める様式に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに都道府県知事に提出しなければならない。
- ② 都道府県知事は、①の報告書を受理したときは、これを審査し、別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定通知があったときは、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式1

令和8年度  
厚生労働省所管

後期高齢者医療制度事業費補助金調書

後期高齢者医療広域連合

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 医療保険給付諸費 (目) 後期高齢者医療制度事業費 補助金	円			円	円		円	円	円	円	

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付要綱の4の(1)及び(2)に掲げる事業名も記入すること。  
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。  
 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。  
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

都道府県知事

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の交付申請について

都道府県後期高齢者医療広域連合から提出された標記申請書について、その内容を審査した結果適正であることを確認したので、次により、補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

別紙様式 3

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

後期高齢者医療広域連合長

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の交付申請について  
標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金所要額調書（別紙 1）
- 3 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳及び健康診査事業実施計画  
（別紙 2 - 1 ・別紙 2 - 2 ・別紙 3）
- 4 特別高額医療費共同事業拠出金内訳（別紙 4）
- 5 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算（見込）書（抄本）
  - (2) その他参考となる書類

令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金所要額調書

後期高齢者医療広域連合

区 分		総事業費 (A) 円	寄附金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	基準額 (D) 円	対象経費の 支出予定額 (E) 円	選定額 (F) 円	国庫補助基本額 (G) 円	国庫補助所要額 (H) 円	備 考
健康診査事業	健康診査									
	歯科健康診査									
	(小計)									
特別高額医療費共同事業										
合 計										

(注)

- 1 (A)欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
- 2 (B)欄は交付要綱の4にいう収入見込額を記入すること。
- 3 健康診査事業を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「総事業費」(A)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄附金その他の収入予定額」(B)欄に自己負担額の合計額を記入すること。(健康診査事業を実施機関に委託して実施する場合は、「寄附金その他の収入予定額」(B)欄は0とすること。)
- 4 (D)欄は以下のとおり記入すること。
  - ・健康診査事業においては別紙2-1及び別紙2-2の「後期高齢者健康診査事業費経費別内訳」の基準額の合計を記載すること。
  - ・特別高額医療費共同事業においては別紙4「特別高額医療費共同事業拠出金内訳」の基準額を記載すること。
- 5 (E)欄は交付要綱の4にいう「対象経費」の支出予定額の合計を記入すること。
- 6 (F)欄は(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- 7 (G)欄は(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- 8 (H)欄は健康診査事業においては、1,000円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
- 9 備考欄は参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙 2 - 1

令和 8 年度 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳

ア 健康診査

( 後期高齢者医療広域連合名)

区 分	基 準 額			対象経費支出予定額		
	(別紙 1 の (D) 欄の内訳)			(別紙 1 の (E) 欄の内訳)		
	受診人員	基準単価	所要額	金 額		
	人	円	円	円		
健康診査費				報酬、共済費、賃金、報償費	1 式 × [ ] = 0	
				旅費	1 式 × [ ] = 0	
				需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1 式 × [ ] = 0	
				役務費 通信運搬費、手数料、保険料	1 式 × [ ] = 0	
				委託料	1 式 × [ ] = 0	
				使用料及び賃借料	1 式 × [ ] = 0	
				負担金、補助及び交付金	1 式 × [ ] = 0	
		(課税)	0 人	5,004	(課税)	[ ] 人
		(非課税)	0 人	6,435	(非課税)	[ ] 人
	合計	0 人		0	0 人	0

(注) 1 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、健康診査の実施形態別に分けて対象となる人員数を記載し、「基準額」欄の受診人員はこの数をもって算出すること。

2 積算内訳欄に記載できない場合は、別添としても差し支えない。

別紙 2-2

令和 8 年度 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳

イ 歯科健康診査

区 分	基 準 額 (別紙 1 の (D) 欄の内訳)			対象経費支出予定額 (別紙 1 の (E) 欄の内訳)			
	受診人員	基準単価	所要額	金 額			
<b>歯科健康診査費</b>  該当箇所右欄に「○」を記入 交付申請 <input type="checkbox"/> 変更申請 <input type="checkbox"/>	口腔機能評価未実施	0 人			報酬、共済費、賃金、報償費 1 式 × = 0 旅費 1 式 × = 0 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 1 式 × = 0 役務費 通信運搬費、手数料、保険料 1 式 × = 0 委託料 1 式 × = 0 使用料及び賃借料 1 式 × = 0 負担金、補助及び交付金 1 式 × = 0 (課税) 0 人 (非課税) 0 人	0	
		0 人	3,290	0	(課税) 人		
		0 人	4,230	0	(非課税) 人		
		小計	0 人		0 人	0	
		口腔機能評価実施	0 人			報酬、共済費、賃金、報償費 1 式 × = 0 旅費 1 式 × = 0 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 1 式 × = 0 役務費 通信運搬費、手数料、保険料 1 式 × = 0 委託料 1 式 × = 0 使用料及び賃借料 1 式 × = 0 負担金、補助及び交付金 1 式 × = 0 (課税) 0 人 (非課税) 0 人	0
			0 人	5,450	0	(課税) 人	
			0 人	7,010	0	(非課税) 人	
			小計	0 人		0 人	0
			合 計	0 人		0	0

(注) 1 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、歯科健康診査の受診人員数を記載し、「基準額」欄の受診人員はこの数をもって算出すること。

2 積算内訳欄に記載できない場合は、別添としても差し支えない。

ア 健康診査

対象者数 (人) (A)	健康診査実施予定人員 (人)			受診率 (%) (D/A) (E)
	課税 (B)	非課税 (C)	合計 (B + C) (D)	

(注) 1 「対象者数」(A)及び(F)欄は、当該年度の4月1日における被保険者数から受診対象外者(見込)を除いた数を記入すること。

2 「受診率」(E)及び(J)欄は、小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

(参考)

①健康診査実施予定市町村数

管内市町村数	実施予定市町村数

・未実施予定市町村名

②健康診査の結果通知による受診勧奨実施予定市町村数

実施予定市町村数

・未実施予定市町村名(健診未実施予定市町村を除く)

③健康診査の結果を活用した保健指導(受診勧奨含む)実施予定市町村数

広域連合で実施予定	市町村で実施予定	
	実施予定市町村数	

※健康診査の結果から対象者を抽出して実施する保健指導(糖尿病性腎症重症化予防、低栄養等)を対象とする。

※文書や電話等による非対面実施含む。

・未実施予定市町村名(健康診査未実施予定市町村を除く)

イ 歯科健康診査

対象者数 (人) (F)	歯科健康診査実施予定人員 (人)			受診率 (%) (I/F) (J)
	課税 (G)	非課税 (H)	合計 (G + H) (I)	
	口腔機能評価未実施			
	口腔機能評価実施			
	合計			

(注) 1 「対象者数」(A)及び(F)欄は、当該年度の4月1日における被保険者数から受診対象外者(見込)を除いた数を記入すること。

2 「受診率」(E)及び(J)欄は、小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

別紙 4

特別高額医療費共同事業拠出金内訳

1 医療費拠出金

拠出金の総額（全広域連合分）		(a)	円
前々年度までの3ヶ年度の 特別高額医療費共同事業交 付金を合算した額	自広域連合分	(b)	円
	全広域連合分	(c)	円
自広域連合における拠出金額 ((a) × (b) / (c))		(d)	円

2 事務費拠出金

拠出金の総額（全広域連合分）		(e)	円
前々年度の各月末における 被保険者数の合計数	自広域連合分	(f)	人
	全広域連合分	(g)	人
自広域連合における拠出金額 ((e) × (f) / (g))		(h)	円

3 医療費拠出金及び事務費拠出金の合計

拠出金額 ((d) + (h))	円
------------------	---

4 基準額算定

厚生労働大臣が認めた額	円
-------------	---

記入上の注意

- (1) 医療費拠出金、事務費拠出金の各欄は、国民健康保険中央会から通知される「特別高額医療費共同事業医療費拠出金・事務費拠出金決定（変更）通知書」に基づいて記入すること。
- (2) 事務費拠出金の拠出を要さない場合は、各欄の記入は不要であること。
- (3) 端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

## 令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付決定通知書

## 都道府県後期高齢者医療広域連合

令和 年 月 日 第 号で申請のあった令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）第 6 条〔第 1 項の規定により、〕令和 年 月 日厚生労働省〔第 3 項の規定により修正のうえ、〕発保第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和 年 月 日 都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 8 年 月 日厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別添「令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は〔申請書記載〕のとおりである。  
2 及び 3
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	補助金の額
健康診査事業	金 円	金 円
特別高額医療費共同事業	金 円	金 円
- 4 この補助金は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の 5 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 11 に定めるところにより令和 年 月 日までに行われなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙様式 5

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

都道府県知事

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更申請について

都道府県後期高齢者医療広域連合から提出された標記申請書について、その内容を審査した結果適正であることを確認したので、次により、交付決定額を変更されるよう関係書類を添えて申請する。

別紙様式 6

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

後期高齢者医療広域連合長

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更交付申請について

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付決定を受けた補助金について、次のとおり交付決定額を変更されるよう関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 申請額

変更後の所要額	金	円(A)
既交付決定額	金	円(B)
今回追加交付（一部取消）申請額	金	円(A)－(B)

2 令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金所要額調書（別紙 1）

3 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳及び健康診査事業実施計画  
（別紙 2－1・別紙 2－2・別紙 3）

4 特別高額医療費共同事業拠出金内訳（別紙 4）

5 添付書類

- (1) 歳入歳出予算（見込）書（抄本）
- (2) その他参考となる書類

## 令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金所要額調書

後期高齢者医療広域連合

区 分		総事業費 (A)	寄附金その他 の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (D)	対象経費の 支出予定額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基本額 (G)	国庫補助所要額 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)-(I) (J)	備 考
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
健康診査事業	健康診査											
	歯科健康診査											
	(小計)											
特別高額医療費共同事業												
合 計												

(注)

- (A)欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
- (B)欄は交付要綱の4にいう収入見込額を記入すること。
- 健康診査事業を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「総事業費」(A)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄附金その他の収入予定額」(B)欄に自己負担額の合計額を記入すること。(健康診査事業を実施機関に委託して実施する場合は、「寄附金その他の収入予定額」(B)欄は0とすること。)
- (D)欄は以下のとおり記入すること。
  - 健康診査事業においては別紙2-1及び別紙2-2の「後期高齢者健康診査事業費経費別内訳」の基準額の合計を記載すること。
  - 特別高額医療費共同事業においては別紙4「特別高額医療費共同事業拠出金内訳」の基準額を記載すること。
- (E)欄は交付要綱の4にいう「対象経費」の支出予定額の合計を記入すること。
- (F)欄は(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- (G)欄は(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- (H)欄は健康診査事業においては、1,000円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
- 備考欄は参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙 2 - 1

令和 8 年度 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳

ア 健康診査

( 後期高齢者医療広域連合名)

区 分	基 準 額			対象経費支出予定額				
	(別紙 1 の (D) 欄の内訳)			(別紙 1 の (E) 欄の内訳)				
	受診人員	基準単価	所要額	金 額				
	人	円	円	円				
<b>健康診査費</b>  該当箇所右欄に「○」を記入 交付申請 <input type="checkbox"/> 変更申請 <input type="checkbox"/>				報酬、共済費、賃金、報償費	1 式 × <input type="text"/>	=	0	
				旅費	1 式 × <input type="text"/>	=	0	
				帯用費	消費品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1 式 × <input type="text"/>	=	0
				役務費	通信運搬費、手数料、保険料	1 式 × <input type="text"/>	=	0
					委託料	1 式 × <input type="text"/>	=	0
					使用料及び賃借料	1 式 × <input type="text"/>	=	0
					負担金、補助及び交付金	1 式 × <input type="text"/>	=	0
				(課税)				0 人
				(非課税)				0 人
		合計	0 人	0				0 人

(注) 1 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、健康診査の実施形態別に分けて対象となる人員数を記載し、「基準額」欄の受診人員はこの数をもって算出すること。

2 積算内訳欄に記載できない場合は、別添としても差し支えない。

別紙 2 - 2

令和 8 年度 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳

イ 歯科健康診査

区 分	基 準 額			対象経費支出予定額		金 額	
	(別紙 1 の (D) 欄の内訳)			(別紙 1 の (E) 欄の内訳)			
	受診人員	基準単価	所要額				
<b>歯科健康診査費</b>  該当箇所右欄に「○」を記入 交付申請 <input type="checkbox"/> 変更申請 <input type="checkbox"/>	口腔機能評価未実施	0 人			報酬、共済費、賃金、報償費 1 式 × = 0	0	
					旅費 1 式 × = 0		
					需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 1 式 × = 0		
					役務費 通信運搬費、手数料、保険料 1 式 × = 0		
					委託料 1 式 × = 0		
					使用料及び賃借料 1 式 × = 0		
					負担金、補助及び交付金 1 式 × = 0		
			(課税) 1 0 人	3,290	0		(課税) 1 人
			(非課税) 1 0 人	4,230	0		(非課税) 1 人
		小計	0 人		0		0 人
口腔機能評価実施	0 人			報酬、共済費、賃金、報償費 1 式 × = 0	0		
				旅費 1 式 × = 0			
				需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 1 式 × = 0			
				役務費 通信運搬費、手数料、保険料 1 式 × = 0			
				委託料 1 式 × = 0			
				使用料及び賃借料 1 式 × = 0			
				負担金、補助及び交付金 1 式 × = 0			
		(課税) 1 0 人	5,450	0		(課税) 1 人	
		(非課税) 1 0 人	7,010	0		(非課税) 1 人	
	小計	0 人		0		0 人	0
合 計	0 人		0	0 人	0		

(注) 1 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、歯科健康診査の受診人員数を記載し、「基準額」欄の受診人員はこの数をもって算出すること。  
 2 積算内訳欄に記載できない場合は、別添としても差し支えない。

ア 健康診査

対象者数 (人) (A)	健康診査実施予定人員 (人)			受診率 (%) (D/A) (E)
	課税 (B)	非課税 (C)	合計 (B + C) (D)	

(注) 1 「対象者数」(A)及び(F)欄は、当該年度の4月1日における被保険者数から受診対象外者(見込)を除いた数を記入すること。

2 「受診率」(E)及び(J)欄は、小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

(参考)

①健康診査実施予定市町村数

管内市町村数	実施予定市町村数

・未実施予定市町村名

②健康診査の結果通知による受診勧奨実施予定市町村数

実施予定市町村数

・未実施予定市町村名(健診未実施予定市町村を除く)

③健康診査の結果を活用した保健指導(受診勧奨含む)実施予定市町村数

広域連合で実施予定	市町村で実施予定	
	実施予定市町村数	

※健康診査の結果から対象者を抽出して実施する保健指導(糖尿病性腎症重症化予防、低栄養等)を対象とする。

※文書や電話等による非対面実施含む。

・未実施予定市町村名(健康診査未実施予定市町村を除く)

イ 歯科健康診査

対象者数 (人) (F)	歯科健康診査実施予定人員 (人)			受診率 (%) (I/F) (J)
	課税 (G)	非課税 (H)	合計 (G + H) (I)	
	口腔機能評価未実施			
	口腔機能評価実施			
	合計			

(注) 1 「対象者数」(A)及び(F)欄は、当該年度の4月1日における被保険者数から受診対象外者(見込)を除いた数を記入すること。

2 「受診率」(E)及び(J)欄は、小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

別紙 4

特別高額医療費共同事業拠出金内訳

1 医療費拠出金

拠出金の総額（全広域連合分）		(a)	円
前々年度までの3ヶ年度の 特別高額医療費共同事業交 付金を合算した額	自広域連合分	(b)	円
	全広域連合分	(c)	円
自広域連合における拠出金額 (a) × (b) / (c)		(d)	円

2 事務費拠出金

拠出金の総額（全広域連合分）		(e)	円
前々年度の各月末における 被保険者数の合計数	自広域連合分	(f)	人
	全広域連合分	(g)	人
自広域連合における拠出金額 (e) × (f) / (g)		(h)	円

3 医療費拠出金及び事務費拠出金の合計

拠出金額 ((d) + (h))	円
------------------	---

4 基準額算定

厚生労働大臣が認めた額	円
-------------	---

記入上の注意

- (1) 医療費拠出金、事務費拠出金の各欄は、国民健康保険中央会から通知される「特別高額医療費共同事業医療費拠出金・事務費拠出金決定（変更）通知書」に基づいて記入すること。
- (2) 事務費拠出金の拠出を要さない場合は、各欄の記入は不要であること。
- (3) 端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

## 令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金変更交付決定通知書

## 都道府県後期高齢者医療広域連合

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定された  
令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金については、令和 年 月  
日 第 号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発保第  
号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知  
する。

令和 年 月 日 都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 8 年 月  
日厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別添「令和 8 年度後期高  
齢者医療制度事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に  
定める事業であり、その内容は、令和 年 月 日 第 号申請書  
記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
（今回減少）		
補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
（今回減少）		
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は次のとお  
りである。

区 分		健康診査事業
事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
（今回減少）		
補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
（今回減少）		

区 分	特別高額医療費共同事業	
事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少)		
補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
(今回減少)		

- 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙様式8

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

都道府県知事

令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金に係る事業実績については、次のとおり報告があり、その内容を審査した結果、適正と認められるので、関係書類を添えて進達する。

別紙様式 9

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

後期高齢者医療広域連合長

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた  
令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金所要額精算書（別紙 1）
- 3 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳及び健康診査事業実績書（別紙 2 - 1・別紙 2 - 2・別紙 3）
- 4 特別高額医療費共同事業拠出金内訳（別紙 4）
- 5 添付書類
  - (1) 歳入歳出決算（見込）書（抄本）
  - (2) その他参考となる書類

令和8年度後期高齢者医療制度事業費補助金所要額精算書

後期高齢者医療広域連合

区 分		総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	基準額	対象経費の支出済額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助交付決定額	国庫補助受入済額	国庫補助金超過額 (J)-(H)	備 考
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
健康診査事業	健康診査												
	歯科健康診査												
	(小計)												
特別高額医療費共同事業													
合 計													

(注)

- 1 本調書は予定額ではなく、全て実績額を記入すること。
- 2 (A)欄は本事業に要した全ての経費の実支出額の合計額を記入すること。
- 3 (B)欄は交付要綱の4にいう収入額を記入すること。
- 4 健康診査事業を実施機関に委託せずに自ら実施する場合、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「総事業費」(A)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄附金その他の収入額」(B)欄に自己負担額の合計額を記入すること。(健康診査事業を実施機関に委託して実施する場合は、「寄附金その他の収入額」(B)欄は0とすること。)
- 5 (D)欄は以下のとおり記入すること。
  - ・健康診査事業においては別紙2-1及び別紙2-2の「後期高齢者健康診査事業費経費別内訳」の基準額の合計を記載すること。
  - ・特別高額医療費共同事業においては別紙4「特別高額医療費共同事業拠出金内訳」の基準額を記載すること。
- 6 (E)欄は交付要綱の4にいう「対象経費」の実支出額の合計を記入すること。
- 7 (F)欄は(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- 8 (G)欄は(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- 9 (H)欄は健康診査事業においては、1,000円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
- 10 (K)欄は、健康診査事業の小計、特別高額医療費共同事業のそれぞれの欄において国庫補助金不足額となった場合については、0と記載すること。
- 11 備考欄は参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙 2 - 1

令和 8 年度 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳

ア 健康診査

( 後期高齢者医療広域連合名)

区 分	基 準 額			対 象 経 費 支 出 済 額			
	(別紙 1 の (D) 欄の内訳)			(別紙 1 の (E) 欄の内訳)			
	受診人員	基準単価	所要額			金 額	
	人	円	円			円	
健康診査費				報酬、共済費、賃金、報償費	1 式 ×	0	
				旅費	1 式 ×	0	
				需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1 式 ×	0	
				役務費 通信運搬費、手数料、保険料	1 式 ×	0	
				委託料	1 式 ×	0	
				使用料及び賃借料	1 式 ×	0	
				負担金、補助及び交付金	1 式 ×	0	
		(課税)	0 人	5,004		(課税)	0
		(非課税)	0 人	6,435		(非課税)	0
	合計	0 人	0	0		0 人	0

(注) 1 「対象経費支出済額」欄の実施人員は、健康診査の実施形態別に分けて対象となる人員数を記載し、「基準額」欄の受診人員はこの数をもって算出すること。  
 2 積算内訳欄に記載できない場合は、別添としても差し支えない。

別紙 2 - 2

令和 8 年度 後期高齢者健康診査事業費経費別内訳

イ 歯科健康診査

区 分	基 準 額 (別紙 1 の (D) 欄の内訳)			対 象 経 費 支 出 済 額 (別紙 1 の (E) 欄の内訳)			
	受診人員	基準単価	所要額		金 額		
歯科健康診査費	口腔機能評価未実施	0 人			報酬、共済費、賃金、報償費 1 式 × = 0	0	
					旅費 1 式 × = 0		
					需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 1 式 × = 0		
					役務費 通信運搬費、手数料、保険料 1 式 × = 0		
					委託料 1 式 × = 0		
					使用料及び賃借料 1 式 × = 0		
					負担金、補助及び交付金 1 式 × = 0		
			(課税) 0 人	3,290	0		(課税) 人
			(非課税) 0 人	4,230	0		(非課税) 人
		小計	0 人		0		0 人
歯科健康診査費	口腔機能評価実施	0 人			報酬、共済費、賃金、報償費 1 式 × = 0	0	
					旅費 1 式 × = 0		
					需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 1 式 × = 0		
					役務費 通信運搬費、手数料、保険料 1 式 × = 0		
					委託料 1 式 × = 0		
					使用料及び賃借料 1 式 × = 0		
					負担金、補助及び交付金 1 式 × = 0		
			(課税) 0 人	5,450	0		(課税) 人
			(非課税) 0 人	7,010	0		(非課税) 人
		小計	0 人		0		0 人
合 計	0 人		0	0 人	0		

(注) 1 「対象経費支出済額」欄の実施人員は、歯科健康診査の受診人員数を記載し、「基準額」欄の受診人員はこの数をもって算出すること。

2 積算内訳欄に記載できない場合は、別添としても差し支えない。

別紙3

健康診査事業実績書（令和8年度）

（ 後期高齢者医療広域連合名）

ア 健康診査

対象者数 (人) (A)	健康診査実施人員 (人)			受診率 (%) (D/A) (E)
	課税 (B)	非課税 (C)	合計 (B+C) (D)	

(注) 1 「対象者数」(A)及び(F)欄は、当該年度の4月1日における被保険者数から受診対象外者を除いた数を記入すること。

2 「受診率」(E)及び(J)欄は、小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

(参考)

①健康診査実施市町村数

管内市町村数	実施市町村数

・未実施市町村名

②健康診査の結果通知による受診勧奨実施市町村数

実施市町村数

・未実施市町村名（健診未実施市町村を除く）

③健康診査の結果を活用した保健指導（受診勧奨含む）実施市町村数

広域連合で実施	市町村で実施	
		実施市町村数

※健康診査の結果から対象者を抽出して実施する保健指導（糖尿病性腎症重症化予防、低栄養等）を対象とする。  
※文書や電話等による非対面実施含む。

・未実施の市町村名（健康診査未実施市町村を除く）

イ 歯科健康診査

対象者数 (人) (F)	歯科健康診査実施人員 (人)			受診率 (%) (I/F) (J)
	課税 (G)	非課税 (H)	合計 (G+H) (I)	
	口腔機能評価未実施			
	口腔機能評価実施			
	合計			

(注) 1 「対象者数」(A)及び(F)欄は、当該年度の4月1日における被保険者数から受診対象外者を除いた数を記入すること。

2 「受診率」(E)及び(J)欄は、小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

別紙 4

特別高額医療費共同事業拠出金内訳

1 医療費拠出金

拠出金の総額（全広域連合分）		(a)	円
前々年度までの3ヶ年度の 特別高額医療費共同事業交 付金を合算した額	自広域連合分	(b)	円
	全広域連合分	(c)	円
自広域連合における拠出金額 $((a) \times (b) / (c))$		(d)	円

2 事務費拠出金

拠出金の総額（全広域連合分）		(e)	円
前々年度の各月末における 被保険者数の合計数	自広域連合分	(f)	人
	全広域連合分	(g)	人
自広域連合における拠出金額 $((e) \times (f) / (g))$		(h)	円

3 医療費拠出金及び事務費拠出金の合計

拠出金額 ((d) + (h))	円
------------------	---

4 基準額算定

厚生労働大臣が認めた額	円
-------------	---

記入上の注意

- (1) 医療費拠出金、事務費拠出金の各欄は、国民健康保険中央会から通知される「特別高額医療費共同事業医療費拠出金・事務費拠出金決定（変更）通知書」に基づいて記入すること。
- (2) 事務費拠出金の拠出を要さない場合は、各欄の記入は不要であること。
- (3) 端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付額確定通知書

都道府県後期高齢者医療広域連合

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定された  
令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金については、令和 年 月  
日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働  
省発保 第 号をもって交付額が金 円に確定された  
ので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予  
算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項  
の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命じられた  
ので、併せて通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

所在地  
名 称  
代表者

令和 8 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号により交付決定を受けた令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金について、令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱 5（8）の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条（昭和 30 年法律第 179 号）による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。